

弁護士記章規則

(昭和五十四年十一月二日規則第三十五号)

改正

昭和六二年	三月一三日
平成 七年	三月一七日
同 一二年	三月一六日
同 一四年	六月二一日
同 一七年	一月二〇日
同 一九年	三月一五日
同 二一年	二月一九日
同 二三年	四月一五日
同 二三年	六月一七日
同 二五年	二月一九日
同 二六年	六月一九日
同 二六年	二月一八日
令和 元年	一月二二日

- 1 -

とおりとする。

(弁護士記章の貸与)

第二条 連合会は、その所有する弁護士記章を弁護士に貸与する。

(弁護士記章の交付及び金製弁護士記章の交付)

第三条 連合会は、弁護士名簿に登録したときに、弁護士記章を、所属弁護士会を通じて、その弁護士に交付する。ただし、連合会が第五条第四項の規定により弁護士記章を保管するときは、連合会は、その弁護士記章を交付することができる。

2 弁護士であった者が弁護士名簿に登録した場合であつて、登録取消し時に返還された弁護士記章の裏面に第十条第二項の規定により再交付の旨及びその回数が刻されていたときは、交付する弁護士記章の裏面に再交付の旨及び登録取消し時における再交付の回数を刻する。

3 弁護士から特に金製弁護士記章の交付の申出があるときは、連合会は、さきに交付した弁護士記章と引換えに、これを、所属弁護士会を通じて、弁護士に交付することができる。

4 金製弁護士記章の作成・交付費用は弁護士の負担とし、交付を申し出るときに、所属弁護士会を通じて、連

(弁護士記章の形状及び制式)

第一条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)会

則第二十九条第二項に定める弁護士の携帯する記章(以下「弁護士記章」という。)の形状及び制式は、別表の

- 2 -

合会に納付しなければならない。

(弁護士記章の番号の提示)

第四条 弁護士は、その職務を行う場合に、裁判所その他の関係人の要求があるときは、その携帯する弁護士記章の番号を示さなければならない。ただし、連合会の発行した身分証明書を携帯するときは、身分証明書に記載された登録番号を示すことをもってこれに代えることができる。

(弁護士記章の返還)

第五条 弁護士が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一号から第六号までに規定する場合は弁護士が、第七号に規定する場合はその相続人が、直ちに、弁護士記章を、弁護士が最後に所属した弁護士会を通じて連合会に返還しなければならない。ただし、第七号に規定する場合に、連合会は、その相続人の申立てにより、相当と認めるときは、弁護士記章の返還義務を免除することができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 除名又は退会命令の懲戒の処分を受けたとき。
- 三 懲戒の処分により、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて

- 3 -

業務を禁止され、又は公務員であつて免職されたとき。

四 破産手続開始の決定を受けたとき。

五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」という。)第十一条の規定により登録取消しの請求をしたとき。

六 法第十三条の規定による登録取消しが確定したとき。

七 死亡したとき。

2 弁護士が業務停止の懲戒の処分を受けたときは、弁護士は、直ちに、弁護士記章を、所属弁護士会を通じて、連合会に返還しなければならない。この場合、連合会は、業務停止の期間中返還を受けた弁護士記章を所属弁護士会に保管させることができる。

3 弁護士名簿の登録後三年以上経過した者が、裁判官に任官するため第一項第五号の規定により弁護士記章を返還するときは、別紙第一号書式により、その弁護士記章を連合会が保管することを依頼することができる。

4 連合会は、前項の依頼を受けた場合においては、その弁護士記章を保管しなければならない。ただし、連合会は、その弁護士から七十一歳に達するまでに弁護士名簿の登録請求がないとき又はその弁護士が死亡したとき

- 4 -

は、この保管を中止することができる。

5 連合会は、第一項の規定により金製弁護士記章の返還を受けたときは、連合会の認定する相当価額を支払う。ただし、前項により弁護士記章の保管を依頼された場合は、この限りでない。

(返還を受けた弁護士記章の再貸与)

第六条 連合会は、前条第一項第二号又は第二項の規定により弁護士記章の返還を受けた場合で、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還を受けた弁護士記章を所属弁護士会を通じて、速やかに、弁護士に再貸与する。

一 除名、退会命令又は業務停止の懲戒の処分につき、連合会がその処分を取り消し、若しくは戒告の懲戒の処分に変更する裁決をなし、又はその処分の効力を停止する決定をなしたとき。

二 法第六十条の規定による除名、退会命令又は業務停止の懲戒の処分につきその処分を取り消す判決が確定し、又は裁判所がその処分の効力を停止する決定をなしたとき。

三 業務停止の懲戒の処分につきその業務停止の期間が満了したとき。

- 5 -

2 前項第一号又は第二号の効力停止の決定が取り消されたときは、弁護士は、直ちに、再貸与を受けた弁護士記章を、最後に所属した弁護士会又は所属弁護士会を通じて、連合会に返還しなければならない。

(紛失届)

第七条 弁護士記章を紛失したときは、弁護士は、所属弁護士会を通じて、速やかに、連合会に書面をもって紛失届をなし、弁護士記章の再交付を申請しなければならない。

2 紛失届には、紛失した事情を記載しなければならない。
(紛失公告)

第八条 連合会は、紛失届を受けた場合には、直ちに弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録し、かつ、官報にその旨を公告する。

2 公告費用は弁護士の負担とし、紛失届とともに、所属弁護士会を通じて、連合会に納付しなければならない。

3 弁護士記章を紛失した事情が、震災、風水害、落雷、火災その他のこれらに類する災害によるものであるときは、連合会は、前項の費用の納付を免除することができる。

(紛失届の取下げ)

- 6 -

第九条 紛失届をなした弁護士記章が発見された場合、弁護士は、紛失届をなした当該暦月内に限り、所属弁護士会を通じて、書面をもって紛失届を取り下げることができ
きる。

2 取下げ書には、弁護士記章の発見の事実につき所属弁護士会の証明を受けなければならない。

3 紛失届が取り下げられた場合は、連合会は、弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録し、かつ、公告費用を、所属弁護士会を通じて、弁護士に返還する。

(紛失した弁護士記章の再交付)

第十条 連合会は、第八条の規定による公告をした後、速やかに、弁護士記章を、所属弁護士会を通じて、弁護士に再交付し、かつ、弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録する。

2 再交付する弁護士記章には、その裏面に再交付の旨及びその回数を刻する。

3 再交付の弁護士記章の作成・交付費用は弁護士の負担とし、再交付を受けるときに、所属弁護士会を通じて、連合会に納付しなければならない。

4 前項の費用については、第八条第三項の規定を準用する。

- 7 -

(紛失届受理証明書)

第十一条 連合会は、紛失届を受けたときは、紛失届を受理した旨を証する書面を、所属弁護士会を通じて、弁護士に交付する。

2 紛失届を取り下げ、又は弁護士記章の再交付を受けたときは、弁護士は、前項の書面を、所属弁護士会を通じて、連合会に返還しなければならない。

(紛失届のなされた弁護士記章の返還)

第十二条 紛失届をした弁護士記章を発見した弁護士は、速やかに、その弁護士記章を、所属弁護士会を通じて、連合会に返還しなければならない。

2 連合会は、前項の弁護士記章の返還が第八条第一項に規定する公告の手続前にされたときは、第十条第一項の規定にかかわらず、その弁護士に前項の弁護士記章を再交付する。

(毀損届及び弁護士記章の再交付等)

第十三条 弁護士記章を毀損したときは、弁護士は、所属弁護士会を通じて、連合会に書面をもって毀損届をなし、弁護士記章の再交付又は修理を申請することができる。

2 連合会は、毀損届及び再交付申請を受理したときは、速やかに、弁護士記章を、所属弁護士会を通じて、毀損

- 8 -

した弁護士記章と引換えに弁護士に再交付し、かつ、弁護士名簿にその旨を記載し、又は記録する。

3 第十条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する毀損による弁護士記章の再交付に関する費用及びその納付の免除について準用する。

4 第一項に規定する修理の申請をした弁護士は、修理に要する費用を所属弁護士会を通じて連合会に納付しなければならぬ。

5 第八条第三項の規定は、前項の修理に要する費用の納付の免除について準用する。

(通知)

第十四条 連合会は、弁護士が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、最高裁判所及び検事総長に対し、弁護士の弁護士記章の番号、氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。)及びその理由を通知する。

2 連合会は、弁護士記章を紛失により再交付したときは、速やかに、最高裁判所及び検事総長に対し、紛失届のなされた弁護士記章の番号及び弁護士の氏名を通知する。

附 則

第一条 この規則は、昭和五十四年十一月二日から施行す

- 9 -

る。

第二条 弁護士記章規則(昭和二十四年十月十五日規則第二章。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

第三条 旧規則により交付、又は再交付された弁護士記章は、この規則の相当規定に基づいて交付、又は再交付された弁護士記章とみなす。

第四条 この規則の施行の際、現に所属している旧規則による紛失届に基づく弁護士記章の再交付の手續きについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年三月一三日改正)

第五条の改正規定は、理事会の定める日(昭和六十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日改正)

第八条第三項及び第十条第四項の改正規定は、平成七年三月十七日より施行し、平成七年一月十七日に遡って適用する。

附 則 (平成一二年三月一六日改正)

第五条第一項第四号の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二一日改正)

第三条第一項、第五条第三項(新設)及び同条第四項並

- 10 -

びに第一号書式の改正規定は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月二〇日改正）

第一条、第三条から第六条まで、第七条第一項、第八条、第九条（見出しを含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十二条（見出しを含む。）、第十三条（見出しを含む。）、第十四条並びに別表の改正規定は、理事会の承認があつた日から施行し、平成十七年一月一日から適用する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

第五条第一項第五号の改正規定は、理事会の承認があつた日（平成十九年三月十五日）から施行する。

附 則（平成二一年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第一四条、第一号書式改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行）

附 則（平成二三年四月一五日改正）

第十三条第三項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定は、平成二十三年四月十五日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

附 則（平成二三年六月一七日改正）

1 別表の改正規定は、平成二十三年六月十七日から施行する。

2 別表の改正規定施行の際現に交付（再交付を含む。）をされている弁護士記章については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月一九日改正）

第三条第二項から第四項までの改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月一九日改正）

第一条及び第四条の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一九日改正）

第八条第一項、第九条第三項、第十条第一項及び第十三条第二項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第五条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和元年一月二二日改正）

第五条第一項各号列記以外の部分及び第四号から第八号まで並びに第三項の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

別表（第一条関係）

<p>一 大きさ及び形状</p>	<p>次の図面のとおりとする。ただし、適宜着衣に装着する装置を裏面に配するものとする。 「図面省略」</p>	
<p>二 表面</p>	<p>意匠</p>	<p>十六弁のひまわり草の花の中心部に秤一台を配する。</p>
<p>色彩</p>	<p>花卉の部分は金色。中心部地色は銀色</p>	
<p>三 裏面</p>	<p>「日本弁護士連合会員章」の文字を刻し、かつ、登録番号を刻する。</p>	

弁 護 士 記 章 保 管 依 頼 書

年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

依頼者

印

↑職務上の氏名を使用している場合は
職務上の氏名を記載してください。

私は、裁判官に任官するため、弁護士法第11条及び日本弁護士連合会会則第22条の規定により、弁護士名簿の登録取消しを請求するにあたり、再び弁護士名簿に登録されるまでの間、弁護士記章の保管を依頼します。

なお、71歳に達するまでに弁護士名簿への登録請求をせず、又は死亡した場合には、貴連合会において保管された弁護士記章の保管を中止されても異議はありません。弁護士記章規則第5条第5項に規定する相当価格の支払請求権は、これを放棄します。

ふりがな 氏 名		年 月 日生	男・女
ふりがな 職務上の氏名			
所属弁護士会	弁護士会	登録番号	第 号
本 籍 (国 籍)	(外国籍者のみ)		
事 務 所	(〒 -) (マンション・ビル名) (事務所名) 電 話 () F A X ()		
住 所	(〒 -) (マンション・ビル名) 電 話 () F A X ()		